

セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約

第1条（目的）

この「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」（以下「本特約」という）は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が提供するネットサービス「Net アンサー」（以下「Net アンサー」という）の会員のうち、当社が認める当社の提携先（下記に定義する「本カード」の申込みの時点で、申込みの画面に当社が表示する先で、以下「本提携先」という）との提携カードで、かつ、Net アンサーの ID と紐付けされたもの（以下「本カード」という）を保有する方（以下「本会員」という）が、本提携先が認める店舗（以下「本店舗」という）において、本提携先が提供するスマートフォン向けアプリケーション（以下「提携先アプリ」という）の機能を利用して、本会員のスマートフォン（以下「本端末」という）上に、本カードのクレジットカード番号及び有効期限（それらを総称して以下「本カード情報」という）に代わるものとして提携先が生成する情報（以下「本コード」という）を本端末に表示のうえ、本店舗に提示することにより、ショッピングサービスを利用することを希望する場合に、当社が本カード情報を本提携先に連携する（以下「本情報連携」という）ことについて定めています。

第2条（カード情報連携に関する指図の実行）

- ① 前条の場合、本会員は、本提携先（その業務委託先を含む。本条において以下同じ）に対し、当社が本提携先に対し本情報連携（当社が指定する提携先アプリを利用する場合、本カード情報のうち、いずれか又は両方が変更された際に自動で行われる情報連携を含む。）をするよう、当社に指図（以下「本連携指図」という）をすることを委託するものとします。
- ② 本会員は、提携先アプリを使用して本連携指図を行います。
- ③ 当社は、本会員による本カードの申込みを承諾した後、本提携先から本連携指図を受けた場合は、本カード情報を本提携先に提供することにより本情報連携を行います。

第3条（本特約の変更等）

セゾンカード規約第 19 条（本規約の変更等）の規定は本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第 19 条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」と読み替えるものとします。

第4条（その他）

その他本特約に定めのない事項については、本カードの規約及び Net アンサーの利用規約が適用されます。

2020年3月24日改定

2021年4月1日改定